

大分県報

令和四年
五月一日
号外
(三二)

(日曜日)

目次

人事委員会規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の日出町の部の本庁の款の町長部局の項中、「契約検査室長」を削り、「財政課課長補佐、総務人事係長」を「人事給与係長」に、「副主幹」を「財政課課長補佐、総務課副主幹」に、「主査」を「総務課主査」に、「主任」を「総務課主任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年五月一日

大分県報号外（人事委規則）

一